

「平成 26 年 4 月からの新たな本四高速料金」について

本四高速は、国土交通省が発表した「新たな高速道路料金に関する基本方針」(平成 25 年 12 月 20 日)に基づき、他の高速道路会社とともに「新たな高速道路料金(案)」(平成 26 年 2 月 14 日)を作成し、所要の進めを進めてまいりましたが、この度、平成 26 年 3 月 14 日付で、国土交通大臣から本四高速の事業変更許可を受け、平成 26 年 4 月からの新たな本四高速料金が決まりましたので、お知らせします。

なお、この料金の導入に先立ち、本四高速は全国路線網に編入されました。本四高速としては、全国路線網の一部を担う路線として、より一層の利用促進に努めてまいります。なお、その一環として、3 月 27 日に設立される「環瀬戸内海地域交流促進協議会」に参画し、関係経済界、自治体等と連携し、瀬戸内海周辺地域の交流を促進し、経済、生活、文化の一層の発展、向上を図るべく、取り組んでまいります。

本四高速では、この新たな料金を円滑に導入するとともに、1 人でも多くのお客さまに安全・安心・快適に本四高速を利用していただけますよう、引き続き万全な維持管理やお客さまサービスの充実に努めてまいります。

「新たな高速道路料金(案)」に対して頂戴したご意見とご意見についての見解は、下記からご確認いただけます。

URL : <http://www.jehdra.go.jp/pdf/boshukekka2603.pdf>

新たな本四高速料金の概要

1. 料金水準について

高速道路の料金水準については、普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間の 3 つの料金水準を基本として整理を行いました。

このうち、本四高速は普通区間と海峡部等特別区間となり、陸上部については普通車 28.08 円/km (以下料金については普通車を記載) を 24.6 円/km (普通区間) に、海峡部については 252.72 円/km (明石海峡大橋 404.35 円/km) を 108.1 円/km (海峡部等特別区間) に、それぞれ引き下げることを基本とします。

なお、上記料金水準の引下げは、債務の返済状況を踏まえ、当面 10 年間実施することとし、ETC 車が約 9 割にも達する現状において、料金徴収コストなどを考慮して、ETC 車を対象とします。

2. 料金割引について

本四高速の料金割引については、緊急経済対策などにより実施された現在の割引後料金や他の交通機関への影響などを考慮して、生活対策、観光振興など

の観点から、これまで通り E T C 車を対象とし、以下のとおり見直しました。

生活対策

- ・ 平日の通勤時間帯に多頻度利用する普通車及び軽自動車等を対象に、現在の通勤割引後料金を上回る区間は、最大で現在の割引後料金を維持する割引を導入します。(平日朝夕割引)
- ・ 本四高速を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率を 9.1%に見直して継続します。

観光振興

- ・ 観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、普通車及び軽自動車等の休日の割引について、現在の休日終日割引後料金を上回る区間は、現在の割引後料金を維持することができるように見直して継続します。(休日割引)

物流対策

- ・ 主に業務目的で本四高速を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、多頻度割引について、最大で 13.8%としている現在の割引を継続します。(大口・多頻度割引)

その他

- ・ E T C 特別割引(5.5%割引)は、平成 26 年 3 月 31 日をもって終了します。

3.消費税率引上げに伴う料金の変更について

国土交通省が発表した「高速道路料金における消費税の転嫁の方法に関する基本的な考え方について」(平成 26 年 1 月 22 日)を踏まえ、平成 26 年 4 月から消費税率が 5 %から 8 %へ引き上げられることに伴い、8 %の消費税率を料金に円滑かつ適正に転嫁します。

なお、端数処理については、10 円単位、四捨五入を原則とします。

4.その他

西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道)の自転車等の料金については、現在の料金から変更はありません。

4 島の料金について

- ・ インターチェンジがなく、特別な出入口を設置している島(櫃石島、岩黒島、与島及び馬島)の住民の方々に対し、E T C の料金水準に対して、現在実施している割引を継続します。
- ・ なお、上記 4 島の住民の方以外で、上記 4 島への出入を特に認められた方の料金については、E T C の料金水準を適用します。

詳細につきましては、添付資料及び当社 H P をご覧ください。

本四高速 H P <http://www.jb-honshi.co.jp/>

問合せ先(お客さま専用)

J B 本四高速 お客さま窓口

T E L : 078-291-1033 (9:00~17:30)

代表的な区間料金

普通車

(通行1回当たり 単位:円)

区 間	新 料 金(H26.4~) (消費税8%)			
	現金車	ETC車 (平日)	ETC車 (平日朝夕)	ETC車 (休日)
神戸淡路鳴門自動車道				
神戸西~鳴門(全線)	5,610	3,280	2,810	2,620
垂水~鳴門	5,350	3,050	2,680	2,520
垂水~淡路(明石海峡大橋)	2,370	900	900	900
淡路島南~鳴門北(大鳴門橋)	1,180	680	590	570
瀬戸中央自動車道				
早島~坂出(全線)	4,220	2,270	2,110	1,950
児島~坂出北(瀬戸大橋)	3,600	1,700	1,700	1,650
西瀬戸自動車道				
西瀬戸尾道~今治(全線)	4,830	2,890	2,420	2,260
向島~因島北(因島大橋)	720	500	360	360
因島南~生口島北(生口橋)	360	290	180	180
生口島南~大三島(多々羅大橋)	820	500	410	410
大三島~伯方島(大三島橋)	460	400	230	230
伯方島~大島北(伯方・大島大橋)	570	390	290	260
大島南~今治北(来島海峡大橋)	1,750	890	880	820

現金車は、ETC車以外の車両をいう。

ETC車(平日朝夕)の額は、月毎の利用回数に応じた最大の割引を適用(事後還元)した場合の額。

ETC車(休日)の額は、休日割引適用後料金。

大型車

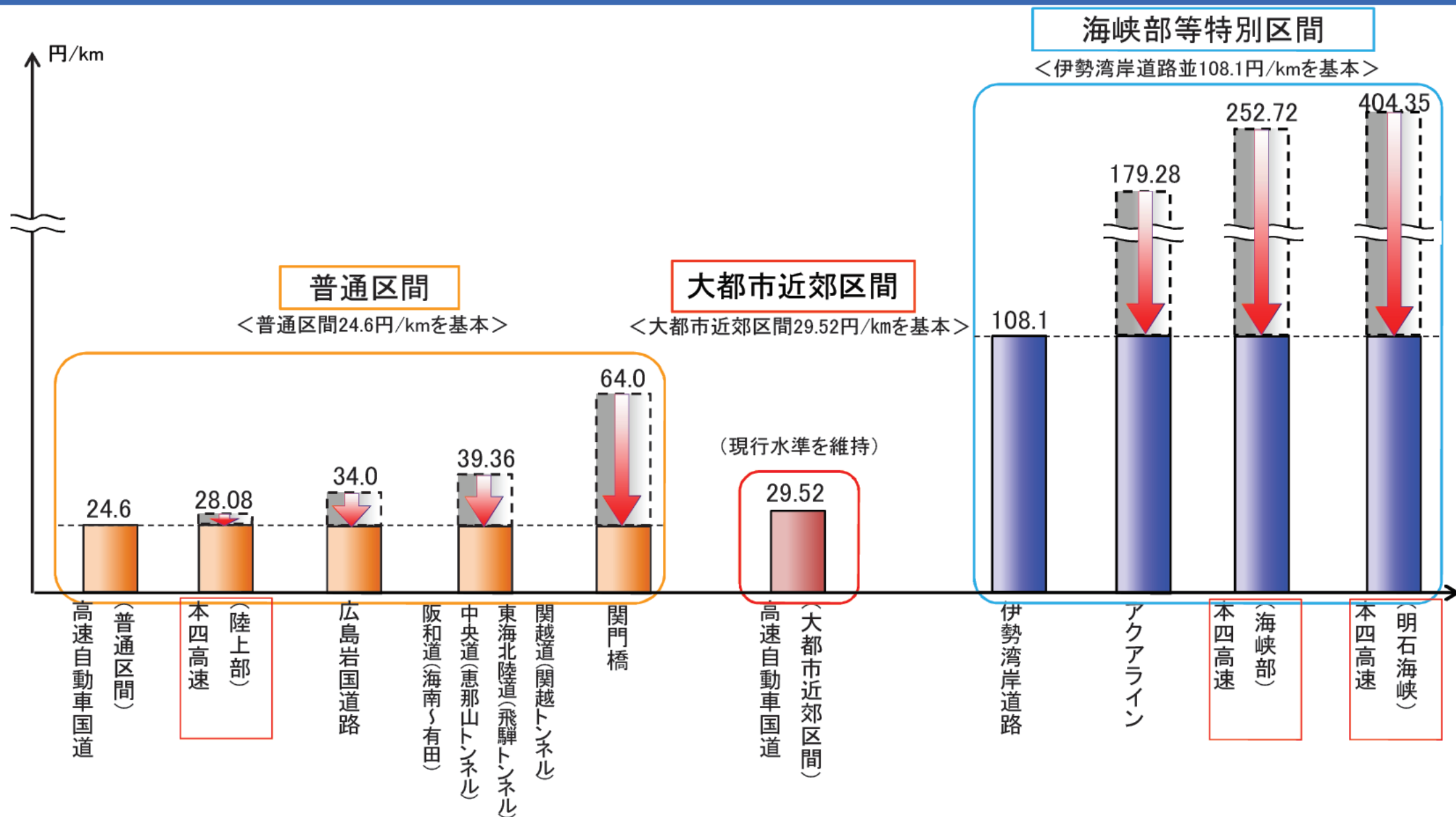
(通行1回当たり 単位:円)

区 間	新 料 金(H26.4~) (消費税8%)		
	現金車	ETC車 (平日)	ETC車 (休日)
神戸淡路鳴門自動車道			
神戸西～鳴門(全線)	9,260	5,310	7,970
垂水～鳴門	8,850	4,930	7,400
垂水～淡路(明石海峡大橋)	3,960	1,370	2,060
淡路島南～鳴門北(大鳴門橋)	1,950	1,010	1,520
瀬戸中央自動車道			
早島～坂出(全線)	6,990	3,640	5,460
児島～坂出北(瀬戸大橋)	5,910	2,700	4,050
西瀬戸自動車道			
西瀬戸尾道～今治(全線)	7,920	4,450	6,690
向島～因島北(因島大橋)	1,230	720	1,080
因島南～生口島北(生口橋)	620	380	570
生口島南～大三島(多々羅大橋)	1,340	720	1,080
大三島～伯方島(大三島橋)	720	550	720
伯方島～大島北(伯方・大島大橋)	870	540	810
大島南～今治北(来島海峡大橋)	2,880	1,360	2,040

現金車は、ETC車以外の車両をいう。

「平成26年4月からの新たな本四高速料金」について

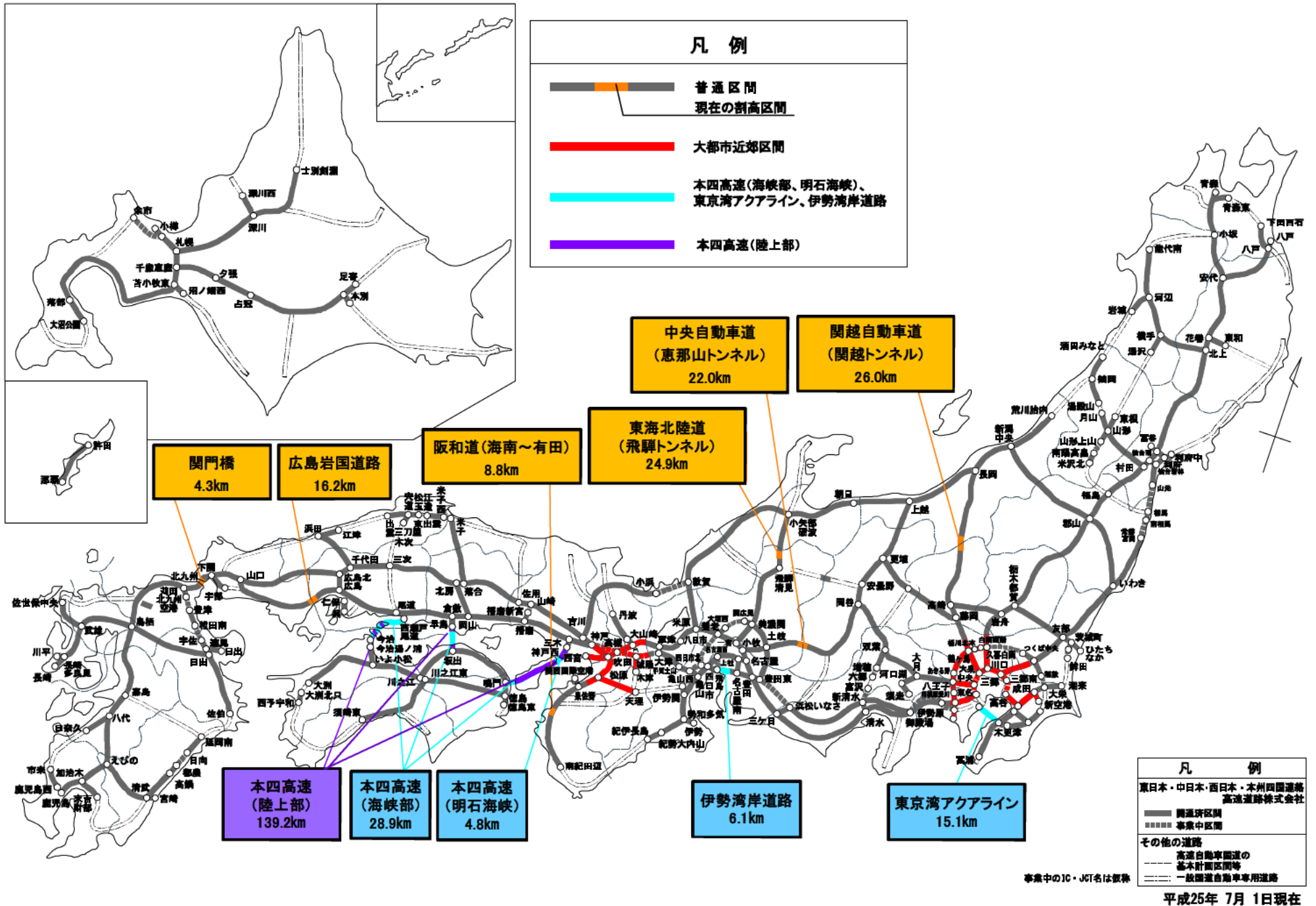
1. 料金水準について



※料金水準引下げの対象はETC車に限定し、期間は当面10年間とする。

注: 料金水準については、普通車の場合

【参考】割高な料金水準となっている区間の位置図〔現況〕



2. 料金割引について

<基本的考え方>

○国土交通省が発表した「新たな高速道路料金に関する基本方針」を踏まえ

- ・現在の割引後料金や他の交通機関への影響などを考慮
- ・生活対策、観光振興などの観点を重視

<具体的な内容>

生活対策

- ・平日の通勤時間帯に多頻度利用する普通車以下の車を対象とし、現在の通勤割引後料金を上回る区間については、最大で現在の割引後料金を維持
- ・本四高速を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率を9.1%に見直して継続

観光振興

- ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、休日割引について、現在の休日終日割引後料金を上回る区間については、現在の割引後料金を維持

物流対策

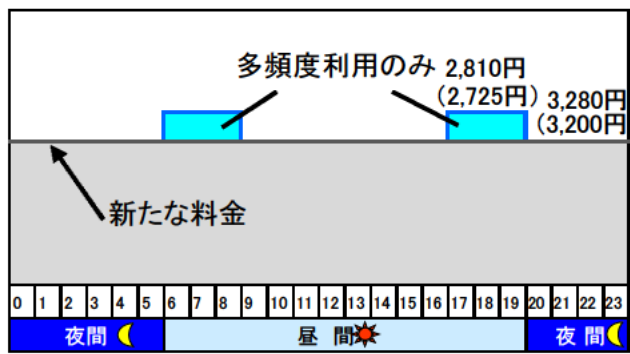
- ・主に業務目的で本四高速を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引(車両単位の割引のみ)について、現行の最大割引率13.8%を継続

<新たな料金の例>

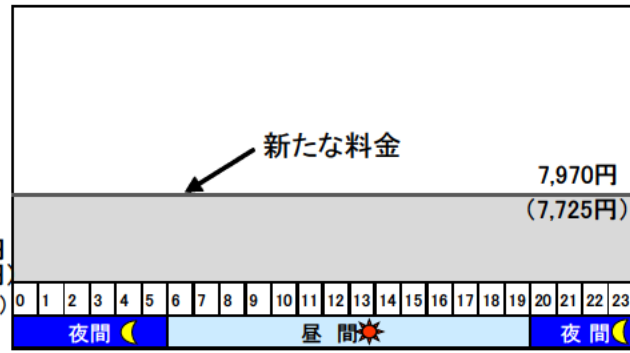
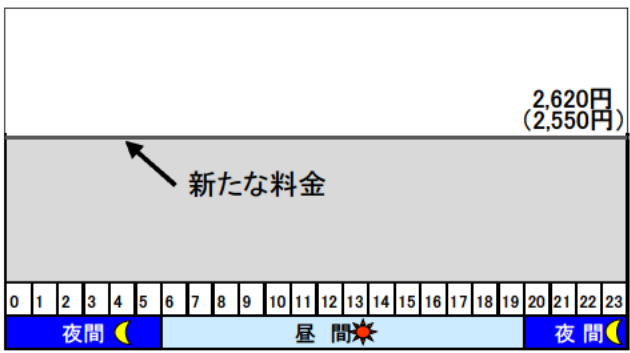
普通車の例

大型車の例

平日



土日祝日



料金は神戸淡路鳴門自動車道 (全線通行、ETC利用)の場合

<()内: 仮に消費税5%のままとした場合>

(注)3路線の料金例はP6、P7に記載

マイレージ割引 (最大割引率を9.1%に見直し)

大口・多頻度割引(車両単位の割引のみ) (現行継続:最大割引率13.8%)

2. 料金割引について

1) 平日朝夕割引

生活対策

■ 新たな割引概要

① 割引対象

ETCシステムにより、平日の朝夕(6時～9時、17時～20時)の時間帯に本四高速の料金所を通過する軽自動車等及び普通車
※ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る。

② 割引適用後の料金

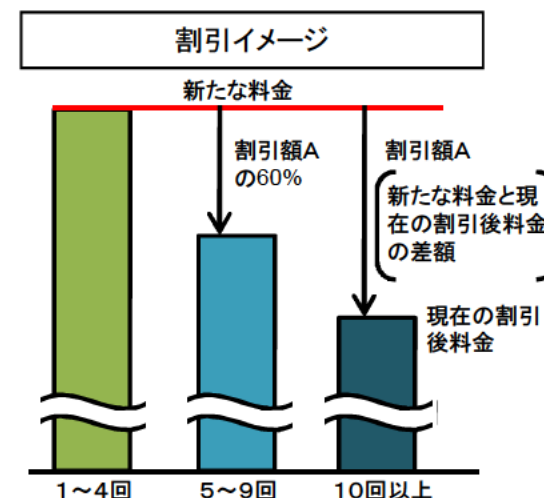
(※)

- ・月毎の割引対象となる利用回数に応じ、割引適用後の料金を設定
- ・割引対象の割引適用後の料金との差額を無料走行分として事後還元

月毎の利用回数	割引適用後の料金
5～9回	新たな料金が、現在の通勤割引後料金を上回る区間においては、その差額の60%を新たな料金から差し引いた額
10回以上	新たな料金が、現在の通勤割引後料金を上回る区間においては、現在の通勤割引後料金と同額

(※)対象となる時間帯に通行した、現在の通勤割引後料金を超えない区間の走行も利用回数に含む。
なお、1つの時間帯(3時間)に複数回走行した場合も割引の対象とするが、回数カウントは1回とする。

注)新たな料金と比較する現在の通勤割引後料金は消費税8%に換算したもの



2) 休日割引

観光振興

■ 新たな割引概要

① 割引対象

ETCシステムにより、土日祝日に本四高速の料金所を通過する軽自動車等及び普通車
※ 毎年1月2、3日 および 平成26年4月28日を含む

② 割引適用後の料金

現在の休日終日割引後料金を上回る区間について、現在の休日終日割引後料金と同額

※休日終日割引後料金は消費税8%に換算したもの

2. 料金割引について

3) マイレージ割引

生活対策

■ 新たな割引概要

① 割引対象

ETCシステムにより本四高速を通行する全車種

※ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る。

② 割引率

利用額	ポイント交換単位	還元額(無料走行分)	割引率
1万円	1,000ポイント	500円分	4.8%
3万円	3,000ポイント	2,500円分	7.7%
5万円	5,000ポイント	5,000円分	9.1%

※通行料金10円=1ポイントで設定

※ポイントの有効期限(還元額に交換できる期間)は、

ポイントが付いた年度(4月～翌年3月)の翌年度末まで (なお、他社のポイントとの合算はできない)

【参考】現行制度

利用額	ポイント交換単位	還元額(無料走行分)	割引率
5千円	100ポイント	200円分	3.8%
1万円	200ポイント	500円分	4.8%
3万円	600ポイント	2,500円分	7.7%
5万円	1,000ポイント	8,000円分	13.8%

※通行料金50円=1ポイントで計算

4) 大口・多頻度割引

物流対策

■ 割引概要(現行から変更なし)

① 割引対象

ETCシステムにより本四高速を通行する全車種

※ETCコーポレートカード利用者に限る。

② 割引率

本四高速のご利用額に応じて、
右記割引率を適用

車両単位割引の割引率	
自動車1台ごとの1カ月の本四高速のご利用額	割引率
1万円を超え、5万円までの部分	6.9%
5万円を超える部分	13.8%

3. 新たな本四高速料金の例（普通車）

●神戸淡路鳴門自動車道

(単位:円)

区間	(参考) 現行料金 〔消費税5%〕 ※1	新料金 (H26. 4～) 〔消費税8%〕			
		現金車 ※2	ETC車 (平日)	ETC車 (平日朝夕) ※3	ETC車 (休日) ※4
神戸西～鳴門 (全線)	5,450	5,610	3,280	2,810	2,620
垂水～鳴門	5,200	5,350	3,050	2,680	2,520
垂水～淡路 (明石海峡大橋)	2,300	2,370	900	900	900
淡路島南～鳴門北 (大鳴門橋)	1,150	1,180	680	590	570

- ※1 ETC車を対象とする時間帯割引の適用がない場合の通常料金
- ※2 ETC車以外
- ※3 平日朝夕割引は、月毎の利用回数に応じて無料走行分を事後還元するもの
(表中の金額は、最大割引率を適用した場合の還元額を控除した額)
- ※4 休日割引適用後の料金

●瀬戸中央自動車道

(単位:円)

区間	(参考) 現行料金 〔消費税5%〕 ※1	新料金 (H26. 4～) 〔消費税8%〕			
		現金車 ※2	ETC車 (平日)	ETC車 (平日朝夕) ※3	ETC車 (休日) ※4
早島～坂出 (全線)	4,100	4,220	2,270	2,110	1,950
児島～坂出北 (瀬戸大橋)	3,500	3,600	1,700	1,700	1,650

●西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道)

(単位:円)

区間	(参考) 現行料金 〔消費税5%〕 ※1	新料金 (H26. 4～) 〔消費税8%〕			
		現金車 ※2	ETC車 (平日)	ETC車 (平日朝夕) ※3	ETC車 (休日) ※4
西瀬戸尾道～今治 (全線)	4,700	4,830	2,890	2,420	2,260
向島～因島北 (因島大橋)	700	720	500	360	360
因島南～生口島北 (生口橋)	350	360	290	180	180
生口島南～大三島 (多々羅大橋)	800	820	500	410	410
大三島～伯方島 (大三島橋)	450	460	400	230	230
伯方島～大島北 (伯方・大島大橋)	550	570	390	290	260
大島南～今治北 (来島海峡大橋)	1,700	1,750	890	880	820



3. 新たな本四高速料金の例（大型車）

●神戸淡路鳴門自動車道

(単位:円)

区間	(参考) 現行料金 〔消費税5%〕 ※1	新料金 (H26. 4～) 〔消費税8%〕		
		現金車 ※2	ETC車 (平日)	ETC車 (休日)
神戸西～鳴門 (全線)	9,000	9,260	5,310	7,970
垂水～鳴門	8,600	8,850	4,930	7,400
垂水～淡路 (明石海峡大橋)	3,850	3,960	1,370	2,060
淡路島南～鳴門北 (大鳴門橋)	1,900	1,950	1,010	1,520

※1 ETC車を対象とする時間帯割引の適用がない場合の通常料金

※2 ETC車以外



●瀬戸中央自動車道

(単位:円)

区間	(参考) 現行料金 〔消費税5%〕 ※1	新料金 (H26. 4～) 〔消費税8%〕		
		現金車 ※2	ETC車 (平日)	ETC車 (休日)
早島～坂出 (全線)	6,800	6,990	3,640	5,460
児島～坂出北 (瀬戸大橋)	5,750	5,910	2,700	4,050

●西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道)

(単位:円)

区間	(参考) 現行料金 〔消費税5%〕 ※1	新料金 (H26. 4～) 〔消費税8%〕		
		現金車 ※2	ETC車 (平日)	ETC車 (休日)
西瀬戸尾道～今治 (全線)	7,700	7,920	4,450	6,690
向島～因島北 (因島大橋)	1,200	1,230	720	1,080
因島南～生口島北 (生口橋)	600	620	380	570
生口島南～大三島 (多々羅大橋)	1,300	1,340	720	1,080
大三島～伯方島 (大三島橋)	700	720	550	720
伯方島～大島北 (伯方・大島大橋)	850	870	540	810
大島南～今治北 (来島海峡大橋)	2,800	2,880	1,360	2,040

3. 新たな本四高速料金の例（自転車等・4島の料金）

■ 西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道) 原付及自転車歩行者道

原付、自転車等の料金(歩行者は無料)

(単位:円)

区間	来島海峡大橋	伯方・大島大橋	大三島橋	多々羅大橋	生口橋	因島大橋
料金の額	200	50	50	100	50	50

■ 4島の住民の方等の料金(代表例)

(単位:円)

			現行	新料金 (割引無し)	新料金 ^注 (割引後)	
瀬戸中央自動車道						
櫃石島	⇔	児島	普通車	600	340	70
			軽自動車	450	290	60
	⇔	坂出北	普通車	2,900	1,360	270
			軽自動車	2,300	1,100	220
岩黒島	⇔	児島	普通車	1,050	550	110
			軽自動車	850	460	90
	⇔	坂出北	普通車	2,450	1,150	230
			軽自動車	1,950	930	190
与島	⇔	児島	普通車	1,600	790	160
			軽自動車	1,250	650	130
	⇔	坂出北	普通車	1,900	910	180
			軽自動車	1,500	750	150

			現行	新料金 (割引無し)	新料金 ^注 (割引後)	
西瀬戸自動車道						
馬島	⇔	大島南	普通車	900	470	90
			軽自動車	700	390	80
	⇔	今治北	普通車	800	420	80
			軽自動車	650	350	70



※ 櫃石島、岩黒島、与島及び馬島(4島)は、特に認められた方のみが利用できます。(インターチェンジがなく、特別な出入口を設置)

※ 4島の住民の方以外で、4島への出入りを特に認められた方の料金は、表中の新料金(割引無し)を適用します。

[注]新料金(割引後)は地元自治体と負担割合を協議し決定。表中の額は平成25年度の島民負担20%が継続された場合(10円単位で記載)。